

第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書				事業年度	：	：	法人名	
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等			名称 (外 箇所)	所在地
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数					市町村
区 丁目 番 号 市(町村)		月	人	当該事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
特別区内における従たる事務所等				異動区分	異動年月日	名称	所在地	
所在地		名称 (外 箇所)	月数	設置	・	・		
1	千代田区			廃止	・	・		
2	中央区			旧の主たる事務所等	・	・ (月)		
3	港区			均等割額の計算				
4	新宿区			区分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	
5	文京区			税額計算 $(ア) \times \frac{(イ)}{12} \times (ウ)$				
6	台東区			特別区にのみ事務所等を有する場合	円	月	円	
7	墨田区			主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①		円	
8	江東区				事務所等の従業者数 50人以下②		円	
9	品川区			従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③		円	
10	目黒区				事務所等の従業者数 50人以下④		円	
11	大田区			道府県分⑤			円	
12	世田谷区			特別区(市町村)に事務所等を有する場合	事務所等の従業者数 50人超 ⑥		円	
13	渋谷区				事務所等の従業者数 50人以下⑦		円	
14	中野区			納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧				
15	杉並区							
16	豊島区							
17	北区							
18	荒川区							
19	板橋区							
20	練馬区							
21	足立区							
22	葛飾区							
23	江戸川区							
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				備考				

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。